

高浜まちなか交流館指定管理者募集要項

令和 7 年 11 月

高浜まちなか交流館 指定管理者募集要項

1 要項の趣旨

この要項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定する者(以下、「指定管理者」という。)に高浜まちなか交流館(以下、「交流館」という。)の管理運営を行わせるにあたり、当該施設の指定管理者を募集するため、高浜まちなか交流館の設置及び管理に関する条例(平成 29 年高浜町条例第 23 号。以下「設管条例」という。)等により、その実施に必要な事項を定めるものである。

2 募集の目的

交流館は、旧丹後街道の歴史的及び景観的町並みに優れた町家建築を継承するとともに、町民が憩い集う場の提供、地域情報の発信、町民と来訪者との交流促進の為の場所提供や催事等の開催等を通じて、まちなか居住の再生及び中心市街地の活性化を図ることを目的として開設するものである。

高浜町では交流館の管理運営にあたり、指定管理者制度を導入し、民間の経営手法を活力し、利用者へのサービス向上や運営の効率化を図っていくこととし、創意工夫に溢れる指定管理者を広く募集します。

3 施設の概要

- (1) 名 称 高浜まちなか交流館
- (2) 所 在 地 福井県大飯郡高浜町三明第 1 号 19 番地 1
- (3) 沿 革 平成 25 年 旧塩屋を購入
平成 29 年 まちなか交流館改修工事実施
- (4) 施設概要 木造 2 階建て、延床面積 306.857㎡
 - 【1 階】 ギャラリースペース、交流サロン、カフェスペース、キッチン、小上がり和室蔵(会議・展示スペース)
 - 【2 階】 和室(ゲストハウススペース)

4 業務内容

指定管理者は、次の業務を行う。

- (1) 設管条例に基づく業務

詳細は別紙仕様書「業務内容」の通り

- (2) 自主事業

上記(1)のほか指定管理者は、町長の承認を経て、交流館の設置目的に反しない範囲内で自主事業を行うことができる。

5 指定期間

指定管理者が管理運営を行う期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、指定期間内であっても町長が管理を継続することが適当でないとき、又は緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命じることとする。(地方自治法第 244 条の 2 第 11 項)

※指定期間については高浜町議会の議決により正式決定します。

6 指定管理にかかる経費

指定管理者は、施設の利用料金収入及び町が支払う指定管理委託料によって、指定管理に要する経費を賄うこととする。指定期間中に高浜町が支払う指定管理料の額は、年間920万円を上限とし、指定管理者より提案額を求めます。なお、具体的な委託料については、指定管理者からの提案額に基づき指定管理者と高浜町が協議し毎年度締結する年度協定書において、年度ごとの委託料の額と支払方法を定めることとなります。

また、利用料金は条例に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとし、指定管理者の収入とする。

7 応募資格

(1) 福井県内に事業所を有し、指定期間中、地域商店街のリーダー的役割を担い、安全かつ円滑に施設の管理運営を遂行できる能力を有する法人、もしくはその他の団体であること。

(法人格の有無は問わないが、個人での応募はできません。)

(2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、高浜町から一般競争入札の参加を制限されているもの

エ 申請時において、高浜町から指名停止措置を受けているもの

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っているもの

カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、高浜町又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消の日から2年を経過しないもの

キ 町税を滞納しているもの

(3) 法人又はその役員等が次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う団体

イ 暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団関係者」という。)の統制の下にある団体

ウ その役員等のうちに暴力団関係者となっている者がいる団体

エ その役員等のうちに暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいる団体

オ その役員等のうちに暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者がいる団体

8 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年11月25日(火)から令和8年1月9日(金) 午前8時30分から午後5時まで

※高浜町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布場所

高浜町役場 2 階 建設整備課（高浜町宮崎第 86 号 23 番地 2）

(3) 申請書類等に対する質問及び回答

ア 申請書類等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提出すること。

(ア)提出期間 令和7年 11 月25日(火)から令和8年1月7日(水)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(イ)提出場所 申請書の受付場所と同じとする。

(ウ)提出方法 郵送及び電送によることなく、電子メール又は直接受付場所に提出するものとする。

電子メール送信先 kensetu@town.takahama.lg.jp

イ 町は、アの書面の提出があったときは、速やかに回答するものとする。

なお、質問の内容については、次のとおり閲覧に供する。

(ア)閲覧期間 回答した日から令和 8 年 1 月 9 日(金)

(イ)閲覧場所 高浜町ホームページに掲載する。

9 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 1 月 9 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出方法

本要項 16 に定める提出先まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は令和 8 年 1 月 9 日(金)午後 5 時必着の書留にて郵送してください。

※期限終了後到着分は受付できません。

(3) 提出部数

10 部 正本 1 部、副本 9 部(正本の複写可)

10 提出書類

(1) 指定管理者の指定申請書 (様式第 1 号)

(2) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本

(3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

(4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(5) 指定管理者の指定申請に関する提案書 (様式第 3 号)

(6) 本施設の管理運営に関する事業計画書 (様式第 4 号)

(7) 事業計画書に係る収支見積書 (様式第 4 号(添付))

(8) 指定管理者申請に係る誓約書 (様式第 5 号)

(9) 会社・団体概要

(10) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本(提出日において発行の日から1ヶ月以内のもの)

(11) 納税証明書(当該法人、法人以外は代表者の国税・都道府県税及び市町村税について未納の徴収金がない旨の証明書)

(12) 印鑑証明書(提出日において発行の日から 1 ヶ月以内のもの)

11 留意事項

- (1) 高浜町が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、団体に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容が無償で提供できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (3) 申請に関する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出してください。(様式任意)

12 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として選定します。
- イ 審議は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- ウ 選定結果は、令和 8 年 2 月中旬頃に文書にてお知らせします。
- エ 最終的な指定管理者の決定は、高浜町議会での議決により指定管理者の指定を行うこととなります。

(2) 選定対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 仕様書に違反又は逸脱した場合
- ウ 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合
- エ 最初の申請書類提出後に内容を変更した場合
- オ その他不正行為があった場合

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和 8 年 3 月の高浜町議会定例会(予定)の議決を経て、指定管理者に指定されます。

(2) 協定の締結

指定管理者決定後において、施設事業を円滑に実施するにあたり、業務内容に関する事項等については、指定管理者と高浜町との間で協定書を締結することとなります。

(3) その他

指定管理者が協定の締結までに、次のいずれかに該当するときは、町は指定を取消し、協定を締結しない場合があります。

- ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実でないと認められるとき。
- イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集要項の配布 | 令和 7 年 11 月 25 日(火) から 令和 8 年 1 月 9 日(金)まで |
| (2) 申請書提出締め切り | 令和 8 年 1 月 9 日(金)午後 5 時 必着 |
| (3) 選定審議会による選考 | 令和 8 年 1 月下旬(予定) |
| (4) 指定管理候補者の決定 | 令和 8 年 2 月中旬 |
| (5) 指定管理者指定の議決 | 令和 8 年 3 月中旬(3 月定例会) |
| (6) 協定の締結 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| (7) 指定管理業務開始 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

15 様式・添付書類等

様式・添付書類は次のとおりです。

■様式

- ・指定管理者の指定申請書 【様式第 1 号】
- ・質問表 【様式第 2 号】
- ・指定申請に関する提案書 【様式第 3 号】
- ・指定申請に関する事業計画書 【様式第 4 号】
- ・事業計画書に係る収支見積書 【様式第 4 号(添付)】
- ・指定管理者申請に係る誓約書 【様式第 5 号】

■添付資料

- ・地方自治法(第二百四十四条の二)抜粋
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・高浜まちなか交流館の設置及び管理に関する条例
- ・高浜まちなか交流館の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・施設概要、平面図等

16 提出先・問い合わせ先

〒919-2292

福井県大飯郡高浜町宮崎第 86 号 23 番地 2

高浜町役場 建設整備課

Tel (0770)-72-7702

Fax (0770)-72-4000

E-mail kensetu@town.takahama.lg.jp

(メールでの問い合わせは、行き違いの不便を予防する為、電話も合わせてお願いします)